

水第 2851 号
令和 7 年 1 月 17 日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫 晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



神奈川県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

神奈川県漁業調整規則の一部を別添のとおり改正したいので、漁業法第 119 条第 8 項及び水産資源保護法第 4 条第 7 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。



神奈川県漁業調整規則の一部改正について

1 改正理由

(1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号）が令和 6 年 6 月 26 日に公布され、このうち、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 52 条に 1 項を加える改正規定が令和 6 年 7 月 16 日に施行されました。

水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するもので、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号。以下「規則」という。）の規定を法改正に合わせます。

(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。

懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を創設等するもので、規則の規定を法改正に合わせます。

(3) 文言の適正化

漁業法の両罰規定について自然人を対象とすることを明確化するもので、規則の規定を法改正に合わせます。

2 改正内容

(1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第 52 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第 59 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(3) 文言の適正化

規則第 59 条第 1 項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第 60 条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

3 関係法令

(1) 漁業法

(漁業調整に関する命令)

第百十九条 1～7 (省略)

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(2) 水産資源保護法

(水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令)

第四条 1～6 (省略)

7 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会）の意見を聴かなければならない。

8、9 (省略)

新旧対照表

○神奈川県漁業調整規則

新	旧
(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第52条 (略) 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。	(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第52条 (略) (新規)
第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第34条第1項、第35条から第37条まで、第38条第1項若しくは第3項、第39条、第40条、第42条第1項、第43条第1項、第44条又は第49条第1項の規定に違反したとき。 (2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項、第43条第3項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第42条第2項又は第51条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 (略) 第60条 第26条第1項(第45条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項、第41条第1項又は第49条第6項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。	第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第34条第1項、第35条から第37条まで、第38条第1項若しくは第3項、第39条、第40条、第42条第1項、第43条第1項、第44条又は第49条第1項の規定に違反した者 (2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項、第43条第3項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反した者 (3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第42条第2項又は第51条第1項の規定に基づく命令に違反した者 2 (略) 第60条 第26条第1項(第45条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項、第41条第1項又は第49条第6項の規定に違反した者は、科料に処する。

神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則

神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第52条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第59条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第60条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。